

資料① 環境省の啓発資料 人工芝の発生・流出抑制対策

人工芝を購入・使用されるみなさまへ

マイクロプラスチックの流出防止に ご協力ください

人工芝はスポーツ施設や学校、家のベランダなどさまざまな場所で使われている身近なものであり、スパートやレクリエーション、美術、庭の整備など多様な場面で使われ、私たちの豊かな生活を支えています。しかし、長期間の使用等による劣化や不適切な管理等によってマイクロプラスチックが発生することがかかっており、適切に管理しながら使うことが求められています。

人工芝の使用例



マイクロプラスチックとは…

5mm未満まで小さくなつた
プラスチックのかげら

私たちが暮らしの上で排出するプラスチックごみは、
環境中に出ると、紫外線や川・海の流れなどの内で
だんだんくだけて、小さくなつていきます

人工芝の裏面や充填剤も
マイクロプラスチックの一種！

二すれたり抜けたりして…

パケット状や粒状などプラス
チクゴムやゴムひも、風呂場用シート等
のつて細かい、河川や海へ漏出します

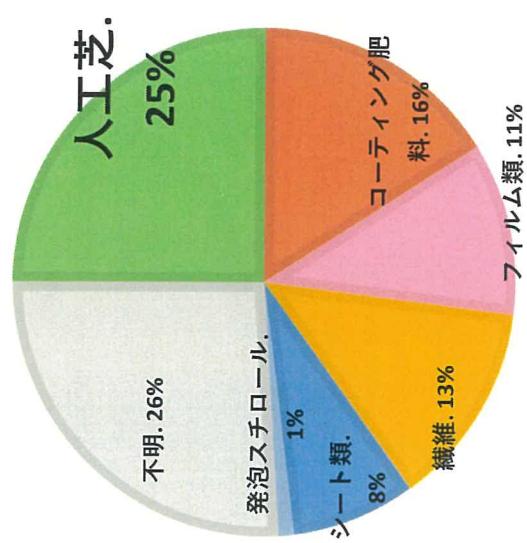
環境を守り、これからも人工芝を利用し続けるため
人工芝の適正な使用と管理にご協力をお願いいたします

発行機関：国土交通省 海洋環境局 海洋プラスチック汚染対策室
協力：五十音印刷株式会社 コメリ／株式会社テラモト／株式会社ヒカリ／
公海利用船法人日本スボーツ施設開発会、日本プラスチック工業連盟、ミヅシマ工業株式会社、
山陽瓦斯製造株式会社、ワタベヘンケイ事業会社

一般社団法人ピリカ
「マイクロプラスチック等の流出実態調査2020年版」

より田中作成

資料② 海洋マイクロプラスチック質量比



人工芝が一番多く、大きい。

全国120地点の河川・港湾・湖で調査。

岡山市も協力団体

わたくしたちにできること

人工芝は長年使用すると劣化し、プラスチックの芝が折れたり抜け落ちます（原因：紫外線、雨露、踏みつけなど）

環境中へ流出！

環境にやさしく、安全にご利用いただくために

掃除機や粘着クリーナーで溜め取りましょう

芝が折れ始めた人工芝は交換しましょう

折れたり抜けたりした芝が自立つてきたらはりかえ・とりが元のサイズで交換をお願いします

室内用の人工芝は、紫外線に弱く、すぐに劣化するので、屋外で使うないようにします

環境を守り、これからも人工芝を利用し続けるため
人工芝の適正な使用と管理にご協力をお願いいたします

発行機関：国土交通省 海洋環境局 海洋プラスチック汚染対策室
協力：五十音印刷株式会社 コメリ／株式会社テラモト／株式会社ヒカリ／
公海利用船法人日本スボーツ施設開発会、日本プラスチック工業連盟、ミヅシマ工業株式会社、
山陽瓦斯製造株式会社、ワタベヘンケイ事業会社

一般社団法人ピリカ
「マイクロプラスチック等の流出実態調査2020年版」

より田中作成

資料③ 後期高齢者医療制度の自己負担割合

負担割合	所得区分	判定基準
2割 (注)	一般Ⅱ	<p>現役並み所得者以外で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 世帯の被保険者が1人の場合 住民税の課税所得額（各種控除後） が28万円以上、かつ「年金収入+ その他の合計所得金額」が<u>200万円</u> 以上ある被保険者 世帯の被保険者が2人以上の場合 世帯の被保険者のうち、いずれかの 住民税の課税所得額（各種控除後） が28万円以上、かつ世帯の被保険 者の「年金収入+その他の合計所得 金額」の合計が320万円以上ある世 帯の被保険者
1割	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、 低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人
	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	世帯の全員が住民税非課税(注)の人 (低所得者Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員が住民税非課税(注)で、世 帯全員の所得（年金の所得控除額は <u>806,700円として計算</u>）が0円とな る人 世帯の全員が住民税非課税(注)で、老 齢福祉年金を受給している人

老齢年金の満額が上がったため、
R7年8月より80万から、806,700円に引き上げ。
他基準にも考慮が必要ではないか。

年金が年間4万円上がったために、
医療費自己負担が、1割から2割になる事例が発生。
同じく、国保や介護の高額療養費制度、保険料の負担
増などや、
非課税世帯が課税世帯になったり、実質所得がマイナ
スとなるケースが発生している。

資料④ アリーナの採算制について

「岡山市多目的屋内施設(アリーナ)整備に係る追加調査業務」より抜粋

表 5-3 事業採算性の検討結果(現実シナリオ)

	収入	支出	収支
5,000席 (スポーツ利用)	111,750千円/年	234,000千円/年	-122,500千円/年
7,000席 (コンサート利用)	406,650千円/年	416,000千円/年	-9,350千円/年
8,000席 (コンサート利用)	414,100千円/年	450,000千円/年	-35,900千円/年
10,000席 (コンサート利用)	424,000千円/年	533,000千円/年	-109,000千円/年

なお、年間収入は貸館収入のみで、設備や備品の貸出しによる収入、自主事業収入、飲食物販収入、広告・スポンサー関連収入、ネーミングライツ収入及び駐車場収入等を含んでいない。

資料⑤ 国保統一における市町村の裁量について

厚労省「保険料水準統一加速化プラン」令和6年6月26日より抜粋

(2) 完全統一

○ 完全統一とする場合、

- ・ 市町村国保特別会計における個別の歳入項目（※1）について、都道府県国保特別会計の歳入項目とする（納付金の算定対象とする）、又は市町村個別の歳入項目としつつ、保険料抑制以外に活用することで、保険料に影響しないような取扱いとし、
- ・ 市町村国保特別会計における個別の歳出項目（※2）について、都道府県国保特別会計の歳出項目とする（保険給付費等交付金の対象とする）、又は市町村個別の歳出項目としつつ、保険料以外の市町村独自の財源（統一後も市町村個別の歳入項目とする市町村向け公費や市町村財政調整基金の積立金等）を充当することで、保険料に影響しないような取扱いとする。
- ・ その上で、収納率の高低で年度間の保険料率のバラツキが大きくならないよう、各市町村の納付金算定において標準的な収納率による調整を行い、
- ・ 各市町村の標準保険料率に差が出ないよう、保険料算定方法を統一し、統一された方法により算定した市町村標準保険料率を各市町村の統一保険料率とする

こととなる。

※1 特別調整交付金（市町村分）、保険者努力支援制度（市町村分）、都道府県繰入金、出産育児一時金に係る一般会計繰入分、決算補填等目的以外の法定外一般会計繰入金、過年度分保険料収納見込、都道府県による地方単独事業分、保険者支援制度、財政安定化支援事業繰入金 等

※2 保健事業費、出産育児諸費、葬祭諸費、育児諸費、条例減免に要する費用（医療分）、特定健康診査等に要する費用、審査支払手数料、地方単独事業の減額調整分 等

資料⑥ 大阪府の国保完全統一に対する市町村からの意見

●岸和田市
事業費納付金として集める範囲に保険事業費（独自事業分）を含めるべきではない。市町村によって実施内容や所要額が異なり、保険事業の内容の精査・検証も行われていない。独自事業分の保険事業に全市町村が公平に負担する保険料を充てるべきではないと考えます。各市町村が独自で実施する保険事業は、それぞれの市町村の財源等を充てて実施するものとし、統一保険料の抑制を図るべきではないでしょうか。

●河内長野市
財政調整基金の繰出しについて、市町村においては、令和5年度まで激変緩和措置により、基金を活用してきたところである。ただ、令和6年度から統一保険料率による収納状況の先行きが不透明なこと等からある一定の基金を保有している。標準保険料率が上昇していくことにより、被保険者からの基金活用の要望が大きくなることが想像できる。今まで、結果として事業費納付金算定が高すぎるとの批判が寄せられており、大阪府としての見解を伺いたい。また、こうした批判を踏まえ、適正な推計に基づいたより精緻な算定の実施をお願いしたい。

大阪府国保運営方針素案に対する市町村からの法定意見聴取 抜粋

大阪社会保障推進協議会調べ
「議会と自治体2024年9月号」より

●枚方市

事業費納付金として集める範囲に保険事業費（独自事業分）を含めるべきではない。市町村によって実施内容や所要額が異なり、保険事業の内容の精査・検証も行われていない。独自事業分の保険事業に全市町村が公平に負担する保険料を充てるべきではないと考えます。各市町村が独自で実施する保険事業は、それぞれの市町村の財源等を充てて実施するものとし、統一保険料の抑制を図るべきではないでしょうか。

●寝屋川市

他の都道府県の保険料水準を踏まえ、負担の公平性・平準化を図るとともに、激変緩和期間について、再度、検討していただきたい。財政調整事業に係る抑制額等については、当該事業の効果額を算出した上で、納付金額を決定していただきたい。これまで各市町村が独自で行つてきた経過を踏まえ、被保険者の負担軽減となるよう、柔軟な対応を可能とするとともに、府内統一基準についても拡充を検討していただきたい。

◆能勢町 基金を使って「健康増進支援金」

能勢町は二〇二〇年から物価高騰や感染症対策支援として国保加入者への給付（健康増進支援金、一人一万五千円を世帯単位で給付）を実施していますが、二〇二四年度も同様に実施しておりますが、実質的に国保料軽減を割度化しています（資料13）。

おいて、保険料率引下げを目的とした繰出しは認めていない」とされており、「府及び市町村における国民健康保険特別会計のあり方について引き続き検討を行う」とされていることから、早々の検討が必要と考える。